

令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和5年9月19日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年9月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第42号 川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第43号 川南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第6 議案第50号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第51号 令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第52号 令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第53号 令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第55号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 認定第 1号 令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 3号 令和4年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 同意第 15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について
- 追加日程第1 発議第3号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	山本 博 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	大山 幸男 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午前09時01分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで河野禎明さんに発言の許可を求められていますので、これを許可します。

○議員（河野 禎明君） 本会議、9月6日の一般質問の私の発言の中で、教育長、教育委員会及び教育委員に対しまして、人格を否定するような発言をしたことは、川南町議会会議規則第101条にある「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とする規定に反するものであり、深くお詫び申し上げ、発言の取り消しをさせていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（河野 浩一君） これで発言を終わります。

日程第1、議案第42号川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第43号川南町職員定数条例の一部改正について、日程第3、議案第44号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第45号川南町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第46号損害賠償請求事件の和解について、本5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） おはようございます。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第43号、第44号につきまして、審査の経過と結果について御報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第43号川南町職員定数条例の一部改正について、議案第43号は、来年度以降の職員数の増を見込むため、職員定数の一部改正を行うものです。

令和5年4月から地方公務員の段階的な定年年齢の引き上げが始まり、2年に1歳ずつ10年かけて、定年年齢が65歳まで引き上がる。このことから、現在働いている職員の定年退職状況を推測すると将来、住民のサービスの低下を招きかねないこと、優秀な人材を獲得する機会を失うことなどから、今回の職員定数条例改正を提案されたものです。委員からは、併任されている職員や派遣されている職員などを定数外と明確化することで職員に不利益となることはないのか、人口から見て適正な職員数なのか。町職員が安心して仕事にあたるようにと意見がありました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第44号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正については、法律が変わったため、条例を改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第42号第45号、第46号、3議案の審査の経過と結果について報告いたします。9月7日、12日両日、関係課職員の出席を求め、慎重に審査し、討論採決を行いました。議案第42号、第45号、第46号については、別段異議なく、全会一致で賛成可決しました。なお、審査の詳細については、各議案ごとに報告いたします。

議案第42号、川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについては、令和6年度から公共下水道事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法を適用するもので、適用方法には全部適用と財務規定適用があります。本町の公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業は、小規模企業であるため、財務規定適用を選択するものであります。効果として、発生主義、複式簿記を採用することにより、企業の財政状態や経営成績を適切に表すことが可能になり、意思決定を行う上で有益な情報を得ることが期待できます。

議案第45号川南町空き家対策の推進に関する条例の一部改正については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、法第8条の都道府県による現状の条文が削除され、法第4条第2項にて、都道府県の責務が追加されており、さらに法14条第22条となり、市区町村から特定空き家等に関して、指導助言をできるようにするため、条例一部改正を行うもので、特定空き家等対応のスピード化が図られ、危険空き家、家屋等対策の強化等の効果が期待できます。議案第46号損害賠償請求事件の和解については、令和5年3月13日付けで契約した、川南町立新中学校建設基本実施設計業務委託については、令和5年第2回川南町議会定例会において、川南町立中学校統合整備基本計画の廃止が決定されていたことにより、建築設計業務委託契約書（以下「契約書」という。）第40条第1項の規定に基づき、令和5年6月26日付で契約解除を行った。このことにより相手方は町に対して、契約書第40条第2項の規定に基づき、損害の賠償を求めた事件であります。和解の内容は、議案書の1から4までのとおり、和解賠償金4291万9927円を支払うことを全会一致の賛成で認めま

した。以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案第 42 号、第 45、46 号の審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第 42 号川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 42 号川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 43 号川南町職員定数条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 43 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号川南町職員定数条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 44 号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 44 号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第 45 号川南町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号川南町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 46 号損害賠償請求事件の和解について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 46 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 46 号損害賠償請求事件の和解については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 50 号令和 5 年度川南町一般会計補正予算第 3 号、日程第 7、議案第 51 号令和 5 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号、日程第 8、議案第 52 号令和 5 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、日程第 9、議案第 53 号令和 5 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算第 1 号、日程第 10、議案第 54 号令和 5 年度川南町介護保険特別会計補正予算第 1 号、日程第 11、議案第 55 号令和 5 年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第 2 号、本 6 議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第 50 号 51 号、第 52 号、第 53 号及び第 54 号につきまして審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も、所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第 50 号令和 5 年度川南町一般会計補正予算第 3 号について、議案第 50 号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 24 億 1143 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148 億 7549 万 3000 円とするものです。総務厚生常任委員会に付託された主なものについて報告します。新中学校建設用地として取得したトロントロンドーム南側周辺の土地について緑地公園として整備するものです。既存家屋について租税特別措置法は理解するが、税務署と協議して、利用できないか検討してほしい。解体せずに活用することはできないか、残して使う手立て研究はぜひしてほしいとの強い意見がありました。また、解体しないとすれば、補償費の積算など見積もって交わした契約内容に基づかない行為となるので、契約内容に沿って解体すべきとの意見もありました。現地調査を行い、委員全員で確認しました。張芝 1 万 2000 平米、駐車場として、砂利敷き、5,000 平米を行い、ふるさと総合文化公園に編入するとの説明です。ふるさと納税については好評なのですが、担当者にだけ頼るのではなく、全体で連携して取り組んでほしいとの意見がありました。中央地区コミュニティセンターの改修工事が予定されています。委員全員で現地調査しました。広さには変更がなく、玄関はスロープ、畳の間と板張りの間は、段をなくしてバリアフリー化、クーラー設置で利用者を増やしたいとの説明です。白髭地区防火水槽設置工事については、民地に設置されていた防火水槽について、土地所有者から移設の要望があったので、今回防火水槽を移設する工事です。委員全員で現地調査しました。防火水槽は、15 立米から 40 立米となるようです。審査の結果、特段異議もなく、採決では、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 51 号令和 5 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号については、歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5330 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 1167 万 9000 円とするものです。

国民健康保険税は、6月議会で税率改正があったので、今9月議会での補正予算となったものです。今回の補正で、令和5年度末、国民健康保険運営基金は2億4573万6658円となる見込みです。被保険者数は、令和5年3月31日現在で4,266人、前年度比219人の減です。

特段異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第52号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ752万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3647万3000円とするものです。後期高齢者の被保険者数は、令和5年3月31日現在で2,756人、前年度比58人の増です。特段異議なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第53号令和5年、川南町介護認定審査会特別会計補正予算第1号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ720万5000円とするものです。特段異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第54号、令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算第1号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8600万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億220万7000円とするものです。介護総務事業の地域介護福祉空間整備等施設整備補助金は、昨年9月議会で計上していましたが、国の予算不足により交付決定されず、今回認められ、グループホームあかつきに2ユニット分の非常用自家発電機新設工事に対するものです。審査の結果、特段異議もなく、採決では全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第50号、第55号、2議案の審査の経過と結果について報告いたします。9月7日、12日、両日関係課職員の出席を求め、現地調査を行い、慎重に審査し、討論採決を行いました。議案第50号については、委員より減額修正の意見がありましたが、採決の結果は賛成多数で原案を認め、可決しました。議案第55号については、別段異議なく全会一致で賛成可決しました。なお、審査の詳細については、各議案ごとに報告いたします。

議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算（第3号）について、文教産業常任委員会に付託されました関係予算の主な内容について報告いたします。産業推進課に係る第2表、債務負担行為補正の企業誘致支援業務委託料は、令和5年度から令和6年度にかけ、本町の企業誘致支援を行うコンサルティング会社と誘致実現に向けた業務委託を実施するための費用であります。農業振興費、有害鳥獣駆除補助金は、捕獲した有害鳥獣をこれまでの

埋却処理から、事業系一般廃棄物として処理するための費用及び一時保管を行うための冷凍庫の費用を補助するものです。畜産業費、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金は、血統の良い子牛が高く売れる傾向から、受精卵の利用が増えており、和牛繁殖農家だけでなく、酪農家も利用します。補助率2分の1、上限2万円を補助するもので、令和4年度実績が100個、今年度は4月から6月の利用だけで60個と多くなっております。子牛の価格が低迷している現状を踏まえると、酪農家の経営支援、和牛繁殖農家の競り価格安定のため必要な援助だと思われまます。

商工業振興費、商工会地域経済活性化運営事業補助金は、新型コロナウイルス感染症からの経済回復刺激策として、商工会が会員である商店と一体となった年末大売り出し実施事業に、県と町が150万ずつ補助するものであります。観光費、地域活性化基金積立金は、地域活性化拠点施設PLATZ（ぷらっつ）の大規模修繕や模様替え高額備品更新等に対応するために指定管理者まちづくり株式会社が納める納付金を基金に積み立てるものです。

建設課関係の道路維持費、委託料、道路環境の保全整備、道路環境の維持、睦・甘付線排水路測量設計委託料と、十文字・尾脇線測量委託料を、大雨時に側溝から雨水があふれ、道路が冠水し、民地、農地が浸水するため、排水路測量設計等を委託するものです。道路維持費、工事請負費、道路環境の保全整備は、町道小規模改良改修工事で狭い町道の離合箇所確保等の工事費で町民の要望箇所を優先順位の高い順番に実施するとの説明でした。都市公園費、運動公園プール改修計画実施設計委託料は、プール施設の点検を行った結果、健全度ランクが低く、改修の必要があると判断したため、改修計画の中で改修規模や改修工法の提案、ランニングコストの算定を行い、再開の是非を判断後、再開が決定すれば実施設計を行う予定との説明がありました。再開については、町長の強い思いがあるようですが、昭和55年3月に供用開始され、43年が経過しており、老朽化に伴う安全性を危惧する意見や高額水道料金、ろ過浄水器等ランニングコスト面に対してどれだけの利用者が見込めるのか、費用対効果を見極める必要もあるので、慎重に再開を決定してもらいたいとの思いの減額修正意見がありました。

環境課関係の衛生費、清掃費、塵芥処理費は、国光原中学校南側の防風林跡地の町有地内の不法投棄物の処理を委託するもので、幅5メートル、延長130メートル、高さ1.5メートル、約500立米の投棄者不明の不法投棄物を最大予算で見積もり、精算払いで処理するものであります。

次に、議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）の繰越金は、令和4年度までに利用されなかった地域通貨の純繰越額であります。電子地域通貨事業中、役務費については、純繰越金から失効するポイント分を差し引いた額であります。繰出金は、令和4年度以降実施した地域通貨事業で、期間内に利用されずに失効したポイント分を一般会計に差し入れるものであります。本事業について、利用期限があるので、住民の

皆さんにそれをしっかり周知するべきとの要望がありました。また、議員の皆様にご注意を受けた役務費の誤表示の件については、原因を精査し、再発防止に努めるべきとの意見があったことを申し述べ、文教産業常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。

しばらく休憩します。

午前11時08分休憩

午後11時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま、徳弘 美津子君、中瀬 修君から、議案第50号、令和5年度川南町一般会計補正予算（第3号）に対し、修正することの動議が提出されました。会議規則第17条第1項の規定により、この動議は2人以上の発議によりますので成立しました。したがって、これを本案とあわせて議題とします。まず、原案に対し、修正案提出者の説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第50号、令和5年度川南町一般会計補正予算に対する修正案について、徳弘 美津子、中瀬議員が発議者として提出いたします。修正案はお手元の資料を御覧ください。歳入の18款繰入金、2項基金繰入金1500万円を減額し、併せて歳出、8款土木費、3項都市計画費を1500万円を修正減額するものです。今回の修正案の予算は、運動公園プール改修計画、実施設計委託料について、1500万円が計上されております。この運動公園プールは、昨年3月に条例廃止され、可決されたものです。当時の提案理由では、老朽化によること、水質が担保できないことからとなっております。委員会の建設課の説明では、町長からの、来年夏に向けて、プール再開のための調査を行うように指示され、担当課がプール再開の点検を行った結果、健全度ランクが低く、改修の必要があると判断したため、改修計画の中で、改修規模や改修工法の提案、ランニングコストの算定を行い、再開の是非を判断後、再開が決定すれば、実施計画を行う予定とのことでした。再開の判断については、町長が行います。町営プール再開については、町長が選挙で回ったときに、町民の要望があったとのことでしたが、実際の多くの住民のニーズが不明です。このプールは昭和55年3月に供用開始され、43年が経過しています。これまでの50メートル公認プールの長さの必要性、建設当時から大きく変わった気象変動による全天候型のあり方の有無、また、プールの底はすり鉢状になっており、深いところで180センチになります。高齢者がウォーキングができるプールではありません。多くの町民が利用できるプールとしてのこれからの利用の仕方などをしっかりと計画していて、来年夏に向けての再開を急ぐのではなく、運動公園に位置するプールとして、課を超えてチームを作って、多くの住民の声を聞き、検

討していただきたいと考えます。工事に対する設計料は1割から2割と言われておりますので、1億円規模の改修で、とりあえずプールを再開すれば終わるような、軽々な予算提案を認められません。よってここに修正案を提案します。

○議長（河野 浩一君） これから委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

議案第50号、令和5年度川南町一般会計補正予算第3号について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

○議員（菱原 敏朗君） 今回、運動公園プール改修計画実施設計委託料予算1500万円を削除する修正案が出されました。修正案に反対の立場で討論いたします。減額理由をいろいろ申されましたが、その他、この条例が設置条例が廃止されるときには、中学校を作るから必要ないんですよという意見もありました。説明もありました。そもそも運動公園プールと学校プールの違いは、対象者が異なります。運動公園のプールは、幼児を含む全年齢の方が対象となります。当然、学校は主としてその学校に通う生徒等が中心となります。また今年、本町の学校プールは、諸々の理由により開放がされておらず、子供を含む町民は、水遊泳等をするためには、町外等に出ていくしかありませんでした。今回の計画予算を認め、ランニングコスト等を含め、経済性、また反対、修正理由等を申されましたが、それらを考慮した町民が夏場に安心して水に親しめる施設となるよう、計画設計を委託されるよう求めます。

運動公園プール再開そのものを否定することになりかねない修正案に反対します。

皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 令和5年度一般会計補正予算修正案に対し、賛成の立場で討論をいたします。修正の対象となっています委託料1500万円は、令和4年3月議会において、廃止となった運動公園町営プールについて、改修規模や改修工事の提案を受け、再開の是非を判断後、再開が決定すれば、実施設計を行うというものです。ですが、私自身、先と同僚議員の一般質問や、議案質疑での答弁を聞く限り、賛同すべき理由が見つかりません。それはプールの再開を望む声というのが見えない点です。町長、副町長が理由として挙げた選挙を通じて要望があった、子供たちが水に親しむ機会がないといった声や懸念を示されますが、その声をもって、果たしてこの拙速とも思えるタイミングで予算化すべきものなのでしょうか。確かに、町民が水に親しむ機会を提供することはやぶさかではありませんが、それが築43年経過した全てを改修すれば、2億、3億になるのではないかと思われる屋外プールでな

いといけない理由がどこにあるのでしょうか。プールが開業した 1979 年当時の人口は 1 万 8000 人を超えており、50 メートル のプールを有する都市公園は、町民にとって誇れる施設であったと思います。しかし、近年では水質の課題もあり、利用者数を見ても、コロナ禍前の平成 29 年には 4,197 人。令和元年には 2,227 人と大きく減少しており、人口減少及び少子高齢化によるプールに対する町民ニーズの変化は顕著であります。全国の自治体では、学校のプールを廃止し、屋内施設を持つスイミングスクールなどにプールの事業を民間委託しているところもあります。川南町内には小・中学校に 7 つのプールがありますが、それぞれ老朽化しており、また学校については、近い将来、統廃合の検討が必要ですので、例えば、いずれかの統合学校に SDGs の観点から、木質バイオエネルギーを熱源とした屋内型の温水プールを作り、年間通じて健康維持施設として町民に開放し、そして管理を民間委託するなど考えられます。思い切って新たに建てることで、様々な補助事業を活用でき、公共施設の総延床面積の削減にも繋がるはずです。オープンまでの間は、学校のプールや河川プールを活用することも考えられます。このように、今後、限られた財源の中で最適な施設の配置を行うためには、全体を見た上で、施設の優先度を見極め、改修及び建て替えの可能性を検討、判断していく必要があるのではないのでしょうか。年間 40 日ほどしか利用できない屋外プールにお金をかける必要があるのか。夏の暑さは尋常ではありません。ここは一旦立ち止まり、町民が求めるプールとはどのようなものなのか、川南町にとってのプールの最適化はどのようにすべきか、広く町民の声を反映させる必要があると考え、このたびの修正案に賛成するものであります。

多くの皆様の賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 議案第 50 号令和 5 年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）について原案賛成の立場に立って討論をいたします。先ほど、減額修正案が提出されました。減額修正予算は、主に開所是非を問う調査費用であるため、文教産業委員会でも、委員長が先ほど報告しましたが、賛成多数で可決しております。私もそのとおり原案に、賛成の立場で修正案に反対するものであります。私達が小さいときは、夏休みですけど、子供のときはですね、毎日私はトロンでしたから、祝子塚川にほとんど毎日みんなと一緒に行ってました。やはり、私は今の子供にとっても、あそこに楽しいですね、プールがあった方が、やはりですね夏です。あの暑いときにですね、外で遊ぶなんてもうとんでもないです。やはり水、やはりちょっとひんやりした水。ちょっと寒くなれば、ちょっとね暖かい場所で暖を取る、んでまた友達とお喋りして、また泳ぐとそういうですね、やっぱりプールは、小さい子供さんは小さい子供さんのちょっと遊び場が欲しいと思うんです。今 50 メートルプールですけど、さすがにこれは大きいのでちょっとですね、規模を小さくすることも考える必要があるかと思えます。ぜひともですね、もうあそこが楽しいプールであるようにですね、皆さん議員の賛

同を得られますようによろしくお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子君） 本議案第 50 号補正予算の修正案に対して、賛成討論をします。

運動公園プールは、令和元年は年間 40 日ほどしか使われていません。プールは現在廃止されています。その理由は、先に徳弘議員が話されました。現在のプールを改修しても、年間、短期間しか使えません。気温も年々高くなっています。屋根をつければいいという話もありますが、持続可能な 30 年後を見据えた立派なものを作るべきだと思います。深くて歩くことができない。また、小さな子供たちが使用するのは困難です。プールを再開させるのであれば、屋内プールで、冬は温水を使い、一年中使えるもの、またシャワー室、更衣室など設備も充実したものが良いと思います。高齢者のリハビリや体力増進のため、水中歩行ができる。また、子供たちが安心して水遊びができる空間がある最新のプールをつくるのが望ましいと私は思います。多くの町民が喜び、利用できるものをつくるべきです。その場しのぎの修理や改修ではなく、町民にとって、本当にプールが必要かどうか、作るとしたらどんなものか、いいのか、しっかり町民の意見を聞き、計画を練り上げていくべきだと思います。そうした理由で、今回の修正案に賛成いたします。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

いないですね。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） はい。賛成の方に回ってたんですが、総務厚生常任委員会の議案第 50 号の全員可決にしっかり入っておりまして、このことを私よく議会の運営のぼっかり忘れるとこあって申し訳ないんですが、忘れておりました。そして私自身、プールに対してのすごい要望は、12 月の一般質問でしたいと思います。

○議長（河野 浩一君） ちょっと討論を許可します。

○議員（乙津 弘子君） はい。しないということです。

○議員（米田 正直君） 議案第 50 号令和 5 年度川南町一般会計補正予算第 3 号に対する修正案について、賛成の立場で討論をいたします。本補正予算の修正案は、歳入歳出予算の総額に 24 億 1143 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 148 億 6049 万 3000 円とするものであります。この修正案は、8 款土木費の都市公園費委託料 1665 万円のうち、運動公園プール改修計画実施計画委託料 1500 万円を減額するもので、その理由は、修正案発議者の提案理由のとおりであります。川南町立中学校等統合基本整備計画の廃止が 6 月議会で議決され、その問題については白紙化されました。提案されているプールは川南町プール条例から廃止ということで外されました。そのプールの位置づけというのは、様々な要素を含んでいました。新中学校建設が進められる中で、新中学校のプールを一般町民にも開放できる

ような話もありました。私はその上で対象プールの廃止に賛成をしました。が、新中学校建設計画が現町長のもとでは不可ということでもあります。では廃止したプールを改修し、再活用すれば良いかということではないというふうに思います。この都市公園内のプール建設には、私も担当として携わってきました。愛着もあり、廃止することには抵抗がありましたが、40数年前と現在の町民の考え方、利用の仕方、設備のあり方等を考えを考慮しますと、一概にすぐに今のプールを改修するだけでは多くの住民の理解は得られないのではないかと思います。もう少し時間をかけて、教育面、保健衛生面、福祉面的等、多方面からの位置づけとして捉えてもらいたいと思います。実施設計額からすると、今までのプールとあまり変化がないように感じます。時代に即したプールを建設するためにも、今回の予算計上には無理が感じられます。よって、今回のプール改修計画実施計画実施設計委託料 1500 万円を削除する修正案に賛成するものであります。

議員多数の修正案に対する賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号について採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、本案に対する徳弘 美津子君他 1 名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔 起立少数 〕

起立少数であります。

したがって、提出された修正案は否決されました。

次に、原案についてお諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

ありがとうございます。

起立多数であります。

したがって議案第 50 号令和 5 年度、川南町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

議案第 51 号令和 5 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行う行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 51 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 51 号令和 5 年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 52 号令和 5 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号について採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第 52 号令和 5 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 53 号令和 5 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第53号令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時57分休憩

午後01時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 12、認定第 1 号令和 4 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 13 認定第 2 号令和 4 年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 14 認定第 3 号令和 4 年度川南町水道事業会計決算認定について、以上 3 案件を一括議題とします。

本 3 案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計、水道事業会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（内藤 逸子君） 認定第 1 号令和 4 年度川南町一般会計歳入歳出決算特別委員会の報告をいたします。

9 月 8 日、11 日、12 日にわたり 6 名の委員で慎重に審査を行いました。その経過と結果について報告します。

認定第 1 号令和 4 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきと決定しました。歳入総額 139 億 7211 万 4774 円。歳出総額 135 億 3554 万 4012 円、歳入歳出差引額 4 億 3657 万 762 円となっております。基金残高は、令和 5 年 5 月末現在、74 億 7839 万 4473 円です。前年比で約 13 億 2927 万円の増加となっております。審査する中で、高等学校等就学支援給付金について、高校生には落ち度がないので、支援金 5,000 円を 3,000 円に減額した時期の差額を支給すべきではないかとの意見がありました。また、特産品送料応援事業については、川南町の宣伝に効果がある政策です、費用対効果で効果のあるものについては継続してはどうかとの意見がありました。住宅リフォーム事業については、国の交付金がなくなり、町単費での継続が難しいとの説明でしたが、経済効果が高い事業なので、継続してはどうかとの意見がありました。文化ホール図書館複合施設の修繕が続き、費用がかかっているので、施設の維持管理について見直しをする時期時期に来ているのではないかという意見がありました。また、担当課間の連携をもっと深め、町民サービスに努めてほしいとの意見もありました。これらの意見を付し、次年度の予算編成等に生かされることを加え、報告とします。

報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、特別会計、水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子君） 決算認定審査会令和 4 年度川南町特別会計歳入歳出決算の審査結果の御報告いたします。

認定第 2 号は全員賛成で認定です。会計ごとに御報告いたします。

川南町国民健康保険特別事業会計です。保険税は前年度より 1%増となっておりますが、国保税を引き上げたことによるものです。国保の被保険者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在で 4266

人、前年比 219 人の減であります。世帯数では 2,530 世帯で、前年比 87 世帯の減です。国保税の 7 割、5 割、2 割軽減世帯は、国保対象者世帯の 61.8%となっています。

保険給付費が 14 億 5891 万 8835 円で、前年比 5700 万円の減となり、コロナによる医療機関への受診控えによるとの説明でした。出産育児一時金は 585 万 4140 円で、令和 4 年出生の 90 人の中、国保分の対象者は 13 名です。決算書 283 ページにありますが、基金積立金は 4451 万 5930 円ですが、取り崩しは 1 億 348 万 9000 円となり、令和 5 年 5 月末での基金残高は 2 億 8525 万 9484 円となっています。

川南町後期高齢者医療特別会計です。75 歳以上の対象者は、令和 5 年 3 月 31 日現在で 2,756 人、前年度比 58 人の増加ですが、年度平均では 2,704 人、前年度比 30 人の増となっています。徴収した保険料は 1 億 4329 万 1900 円となっておりますが、後期高齢者保険は連合会から医療機関に支払われることで、医療費は会計には現れません。令和 4 年度の医療費は 21 億 4795 万 8466 円となっています。

川南町介護認定審査会特別会計です。この事業は、介護認定する際に、申請者が介護保険の給付を受ける状態を認定する事業で、審査会は、都農町と交互に年 50 回開催しています。

川南町介護保険特別会計です。介護保険事業は、2000 年より始まった事業です。令和 5 年 3 月の時点の認定者数は、要支援 1、2 で 131 名、介護 1 から 5 で 756 人となり、そのうち 65 歳以下は 23 名となっています。在宅介護、いわゆるデイサービスなどの利用者は 425 名、地域密着型 105 名で、施設介護は 153 名となっています。高齢化が進むことによるいわゆる介護難民の懸念の質問では、有料老人ホームの余裕はありますが、特別養護老人ホーム待機者が 100 人いるとのことでした。介護職員のフォローとして、資格取得などの支援を行っています。

川南町下水道事業特別会計です。下水道事業対象の面積は 182 ヘクタールとなり、区域内人口は 3,435 人で、加入人口は 2,616 人となっております。加入率は 76.2%です。

川南町漁業集落排水事業特別会計です。漁業集落排水の区域内人口は 832 人で、加入人口は 640 人となり、加入率は 76.9%です。

西都児湯行政不服審査会特別会計です。西都児湯広域圏で共同で設置しており、川南町が事務局を担っているもので、令和 4 年度、不服審査案件は 0 件です。

川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計です。尾鈴地区土地改良事業県営事業が完了するまでの畑かん用水の暫定的な水利用として畜産用水に利用できる事業です。予定では、令和 9 年度までとなっております。利用件数は 22 件となり、牛 11 件、豚 7 件、鶏 4 件で利用料金は 21 立方メートルまでが 1000 円プラス消費税。以降、1 立方メートルごとに 50 円プラス消費税となっており、尾鈴土地改良連合へは 1 立方当たり 43 円プラス消費税を支払います。検針については、担当課の職員が行っております。令和 4 年度は 7 万 5497 立方メートルとなっています。

川南町電子地域通貨事業特別会計です。川南チイカとした事業で、電子地域通貨としては先駆けた取り組みとなっており、キャッシュレスとして地域経済に貢献していると考えられます。現在の店舗数は162店舗です。期限の過ぎたいわゆる失効ポイントは66万1147円となっており、一般会計へ繰り出しております。店舗への支払いは、毎週日曜日に締め切り、翌週に入力などを行い、翌週の金曜日に支払いとなります。令和4年度の店舗への支払いは3億4255万6936円となっております。委員の意見としては、管理業者の支払いがもう少し早くなれないかとありました。

次に、認定第3号令和4年度川南町水道事業会計決算認定についても、全員賛成で認定です。川南町水道事業会計です。官公庁会計と公営企業会計の違いの説明を受けました。損益計算書で比較すると、営業収益は3億3642万1円で、昨年度比510万6514円の減となっております。経費と言われる営業費用は2億6463万9345円で、前年度比1560万725円の増となり、当年度純利益は昨年と比較すると、1642万553円の減額となっております。各会計の数値など委員会でもいただいた資料があります。また、監査委員の決算審査意見書に詳しく述べられておりますので、御参照ください。決算特別委員会では特に特筆する意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は案件ごとに行います。

これから認定第1号令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第1号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長

報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号令和4年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって認定第3号令和4年度川南町水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15、同意第15号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第15号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 全員起立 〕

全員起立であります。

したがって、同意第15号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

ここで日程についてお諮りします。

ただいま児玉 助壽君他1名から、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

午後01時27分休憩

.....
午後01時29分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（児玉 助壽君） 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案について、我が国の森林は、国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすべき間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境税譲与税が創設された。現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水浸水といった、下流の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必要となっている。こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保といった取り組みを今後本格化させていくには、更なる財源が必要となってくるが、現在の譲与基準のままでは、真に必要な地方公共団体に適切な財源が配分されない可能性があります。よって、多くの森林を抱える地方公共団体が必要となる森

林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月19日、宮崎県川南町議会。

○議長（河野 浩一君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしました。

日程第 17、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題といたします。
本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第 18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和5年第3回川南町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後01時37分閉会
